

○東京芸術大学音楽学部武藤舞基金使用内規

〔平成22年1月14日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この内規は、武藤舞基金（以下「基金」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(基金を使用して行う事業の種類)

第2条 基金を使用して行う事業は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 武藤舞奨学金
- (2) 武藤舞音楽環境創造教育研究助成金

(雑則)

第3条 武藤舞奨学金の選考方法等に関し必要な事項は、別に定める。

2 武藤舞音楽環境創造教育研究助成金の募集要項は、音楽学部学生生活委員会が別に定める。

附 則

この内規は、平成22年1月14日から施行し、平成21年4月1日から適用する。